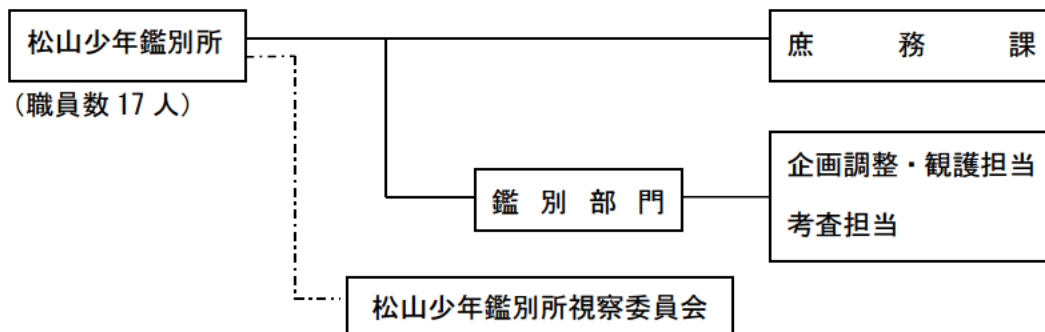


松山少年鑑別所

〒791－8069 松山市吉野町 3860

TEL (089) 952－2841 FAX (089) 946－8051

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 12 条
所 掌 事 務	1 鑑別対象者の鑑別を行うこと 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと 3 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822－4455 (注) 松山少年鑑別所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	相談・案内の名称：松山法務少年支援センター 対象範囲（内容）等：非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行っている。また、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行っている。 担 当 課：考査担当 受 付 電 話 番 号：(089) 952－2846 受 付 日 時：平日の 9:00～11:00 及び 13:00～16:00